

八幡浜市漁業継続雇用促進補助金交付要綱

〔令和 7 年 3 月 2 1 日〕
〔要 綱 第 3 3 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、漁業又は水産養殖業を主たる業とする事業者が経営の安定を図るため、被雇用者の定着と離職防止に要する経費に対し、予算の範囲内において、八幡浜市漁業継続雇用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 2 5 6 号において定めるものをいう。以下同じ。）の中分類に規定するものをいう。
- (2) 水産養殖業 日本標準産業分類の中分類に規定するものをいう。
- (3) 事業者 市内を主たる事業所の所在地とした法人登記をしている法人。
- (4) 奨励金等 事業者から正規雇用者（役員等を除く。以下同じ。）に対し支給したもので、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 継続勤務奨励金 事業者から正規雇用者に対し、勤務を開始した日から一定の期間を経過した際に継続勤務を奨励することを目的に支給するものをいう。ただし、通常の期末・勤勉にかかる賞与等及び代表者の親族に対するものを除く。

イ 資格取得費 業務に必要な範囲において、正規雇用者の資格取得又は研修参加に要する費用をいう。

ウ 支度費 出港に向けて支給する支度金をいう。

エ その他市長が適当と認めたもの。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等でないもの

(2) 法人が八幡浜漁業協同組合正組合員であって、市税等を滞納していないものの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 国又は他の地方公共団体等の補助制度による同種の補助金等の交付を受けている場合

(2) その他市長が補助金の交付対象として不相当と認める場合
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市漁業継続雇用促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 正規雇用者名簿（様式第1号別紙1）
- (2) 正規雇用者の雇用証明書
- (3) 奨励金等支給内訳書（様式第1号別紙2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付して、八幡浜市漁業継続雇用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに八幡浜市漁業継続雇用促進補助金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したとき。
- (2) 第6条の規定による補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業者から正規雇用者に支給した奨励金等	補助対象経費の2／3以内	正規雇用者×20万円を上限とする

備考

- 1 正規雇用者のうち、外国人技能実習生等期間の定めのある者は除く。
- 2 算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。